

## 「名護市空家等対策計画」に係る全庁的取組に関する決議

全国的に適切な管理がなされていない空き家が深刻な社会問題となってきたことを受け、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を公布、平成27年5月26日に全面施行された。

国・都道府県・市町村の緊密な連携のもとで、空き家対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、本市でも空き家の増加やそれに起因する問題は、市民生活の安心・安全な暮らしを確保する上での重要な政策課題と捉え、特措法の施行を契機として「名護市空家等対策審議会」の意見を踏まえながら、本市における空き家等対策の方向性を明確にし、効果的に推進していくとともに、広く市民に周知を図るため平成30年3月に「名護市空家等対策計画」を策定した。「今後は、本計画の実施に向けて行政のみならず、市民の皆様、地域の不動産、建築や法務関係の諸団体などと連携し、空き家等対策に取り組んでいきます。」と、計画の推進を強くうたっておりますが、空き家等対策を総合的かつ計画的に進めることとはそぐわない状況が見られる。

「空家等審議会」の設置で広範な各種団体等との意見交換や「名護市空家等対策庁内ネットワーク」も設置して全庁的取組体制等も構築しているが、市民への周知が不足していると言わざるを得ない。今後は市民への周知をしっかりと図るとともに民間支援組織の利用・相談等も積極的に行うことで、当該計画を確実に進めていただきたい。また、同計画の適正なる行政運営を行うことによる市税（固定資産税等）の歳入向上への取組を進めることで、安定した財政運営にもつなげていけるものと思慮する。

よって、名護市議会は「名護市空家等対策計画」に係る全庁的な取組に関することを下記のとおり強く求める。

### 記

- 1 空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的指針等の再検証を行うこと。
- 2 空き家所有者等の意識の涵養と理解増進に努め、市税（固定資産税等）の歳入向上への取組を推進すること。
- 3 空き家等に対する他法令による諸規制等の把握と整備を行うこと。
- 4 空き家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援策等を図ること。
- 5 全庁的な実施体制の整備の見直しを図り、効果的な空き家等対策計画の推進に努めること。

以上、決議する。

令和3年6月30日

沖縄県名護市議会

宛先 名護市長